

美都温泉「湯元館」の足湯事業特区

(申請者：株式会社エイト)

1 申請内容

(1) 目指す地域活性化

県内、市内等で開催される各種イベント等で足湯を実施して美都温泉の泉質や効能をPRすることで、温泉入浴者が増加することにより、交流人口の増加と地域経済の活性化を図る。

(2) 現在の障壁

イベント等で足湯を実施する場合、イベント会場ごとに温泉利用許可申請と手数料が必要であり、本事業の展開を図るにあたって、大きな負担となっている。

(3) 申請者の意図

美都温泉の足湯として、温泉利用許可申請を行い、その後のイベント会場ごとの温泉利用許可申請及び手数料の納付を免除してほしい。

2. 規制の内容

①温泉利用許可申請について

イベント等で足湯を実施する場合は、同一の設備・実施方法であっても、イベント会場ごとに、知事に温泉利用許可申請を行う必要がある。【関係法令等：温泉法】

②温泉利用許可申請手数料について

温泉利用許可申請に係る手数料を1件につき、35,000円支払う必要があり、足湯事業の展開を図るにあたって大きな負担となっている。【関係法令等：温泉法施行条例】

3. 対応方針

イベント等で足湯を実施する場合、最初に足湯の浴用温泉利用許可を取得し、その後は一定の条件のもと、あらかじめ届出することにより、県下一円で温泉利用ができるよう、全県的に規制を緩和する。(手湯も同様。届出のため、手数料不要。)

- ・届出先：利用許可を行った保健所（他の保健所管内で実施する場合は、保健所間で写しを送付）
- ・届出単位：原則実施する場所ごとに届出。ただし、1ヶ月以内に複数箇所で実施する場合は、1ヶ月分を取りまとめて届出できるものとする。
- ・施行日：平成23年4月1日